

**第三セクターの状況に関する調査及び  
第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査について  
(令和5年3月31日現在)**

○ 調査の目的

本調査は、宮城県内の市町村及び市町村が2分の1以上を出資する法人(仙台市を除く。以下「市町村等」という。)等が出資(「出えん」を含む。)している法人について、その経営状況等を把握することを目的としています。

※出資、補助金、貸付、損失補償及び委託料に仙台市からの支出(残高)がある場合は、その額も含まれています。

※令和元年度までは毎年実施されていましたが、令和3年度からは隔年の実施となりました。

○ 調査時点

令和5年3月31日

○ 調査対象法人

(1)本調査においては、「第三セクター」として、次の法人を調査対象としています。(全78法人)

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立された一般及び公益社団法人並びに一般及び公益社団法人(特例民法法人を含む。以下「社団法人・財団法人」という。)のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人

②会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

(2)(1)に該当する法人であっても県と市町村が出資をしている法人で、県の出資比率が最も高くなっている法人は対象としません。

(3)「Ⅱ 第三セクターの経営状況」については、(1)のうち、以下の法人を対象としています。(全62法人)

①市町村等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人(複数の市町村等の出資割合の合計が25%以上の法人も含む。)

②出資割合が25%未満であっても、市町村等からの財政的支援(補助金、貸付金及び損失補償)を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人

(4)「Ⅲ 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査」については、以下の法人を対象としています。(全9法人)

①(1)のうち、当該地方公共団体が損失補償等(損失補償・債務保証、貸付(長期・短期))を行っている法人

②地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社のうち、当該地方公共団体が損失補償等(損失補償・債務保証、貸付(長期・短期))を行っている法人

③債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人

## 出資法人に対する地方公共団体のチェック制度

### 【監査委員による監査】

地方自治法第199条(地方自治法施行令第140条の7)において、監査委員は、市町村等が1/4以上出資している法人に対して、財政的援助に係るものを監査することができる。

### 【個別外部監査契約に基づく監査】

地方自治法第252条の39(地方自治法施行令第174条の49の30)において、市町村等が1/4以上出資している法人に対して、条例で定めている場合は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

### 【予算執行に関する長の調査権】

地方自治法第221条(地方自治法施行令第152条)において、市町村の長は、市町村等が1/2以上出資している法人及び1/4以上1/2未満出資している法人のうち条例で定めるものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

### 【長の議会に対する毎年度経営状況の提出義務】

地方自治法第243条の3(地方自治法施行令第173条の2)において、市町村の長は、市町村等が1/2以上出資している法人及び1/4以上1/2未満出資している法人のうち条例で定めるものについて、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。

# 目次

<u>I 第三セクターの概況</u>	
1 第三セクター数について	.....1
2 第三セクターの業務分野について	.....2
3 第三セクターに対する出資について	.....4
<u>II 第三セクターの経営状況</u>	
1 経常収支の状況	.....5
2 純資産又は正味財産の状況	.....6
3 財政的支援の状況	
(1)補助金交付額の状況	.....7
(2)貸付金残高の状況	.....8
(3)損失補償契約に係る債務残高の状況	.....8
4 委託料収入の状況	.....9
<u>III 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況</u>	
1 対象法人について	.....10
2 損失補償等の状況	.....10

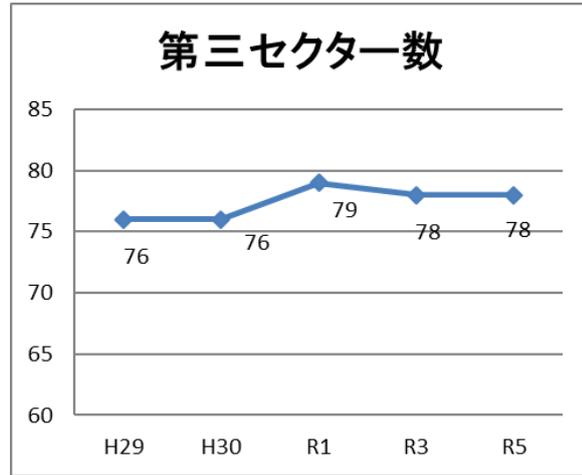
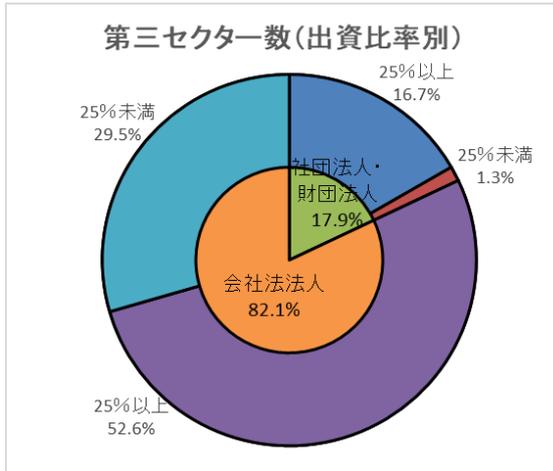
(注) 本書内の各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しています。したがって、積み上げと合計が一致しない場合があります。

# I 第三セクターの概況

## 1 第三セクター数について

市町村等が出資している第三セクターは、78法人(社団法人・財団法人14法人、会社法法人64法人)で、前回調査と同数となっています。

なお、78法人のうち、25%以上出資法人は54法人(社団法人・財団法人13法人、会社法法人41法人)となっています。



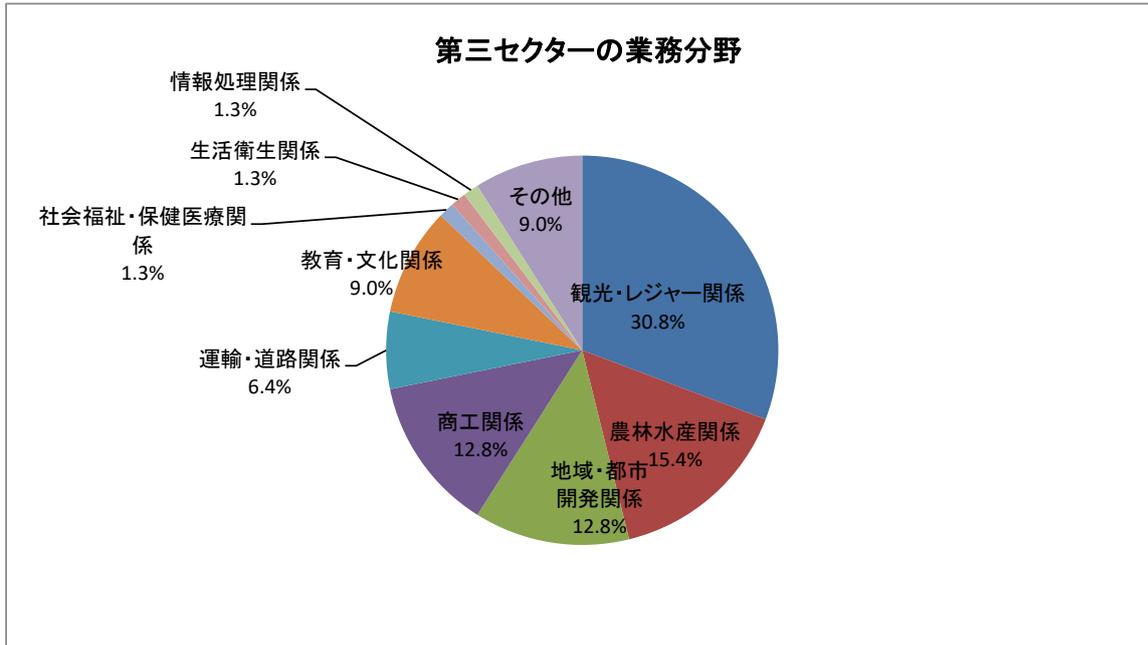
区分	出資比率	令和5年度 調査法人数 (A)	構成比	令和3年度 調査法人数 (B)	差引 (A)-(B)
社団法人・財団法人	25%以上	13	16.7%	13	0
	25%未満	1	1.3%	1	0
	計	14	17.9%	14	0
特例民法法人	25%以上	0	0.0%	0	0
	25%未満	0	0.0%	0	0
	計	0	0.0%	0	0
一般・公益社団法人	25%以上	3	3.8%	3	0
	25%未満	1	1.3%	1	0
	計	4	5.1%	4	0
一般・公益財団法人	25%以上	10	12.8%	10	0
	25%未満	0	0.0%	0	0
	計	10	12.8%	10	0
会社法法人	25%以上	41	52.6%	42	▲ 1
	25%未満	23	29.5%	22	1
	計	64	82.1%	64	0
合計	25%以上	54	69.2%	55	▲ 1
	25%未満	24	30.8%	23	1
	計	78	100.0%	78	0

## 2 第三セクターの業務分野について

第三セクターを業務分野で見ると「観光・レジャー関係」が最も多く(24法人)、次いで「農林水産関係」(12法人)、「地域・都市開発関係」・「商工関係」(10法人)の順になっています。

「観光・レジャー関係」、「農林水産関係」、「地域・都市開発関係」等では会社法法人が多く、「教育・文化関係」等では社団法人・財団法人が多くなっています。

※各業務分野の具体的な分類については、次ページをご参照ください。



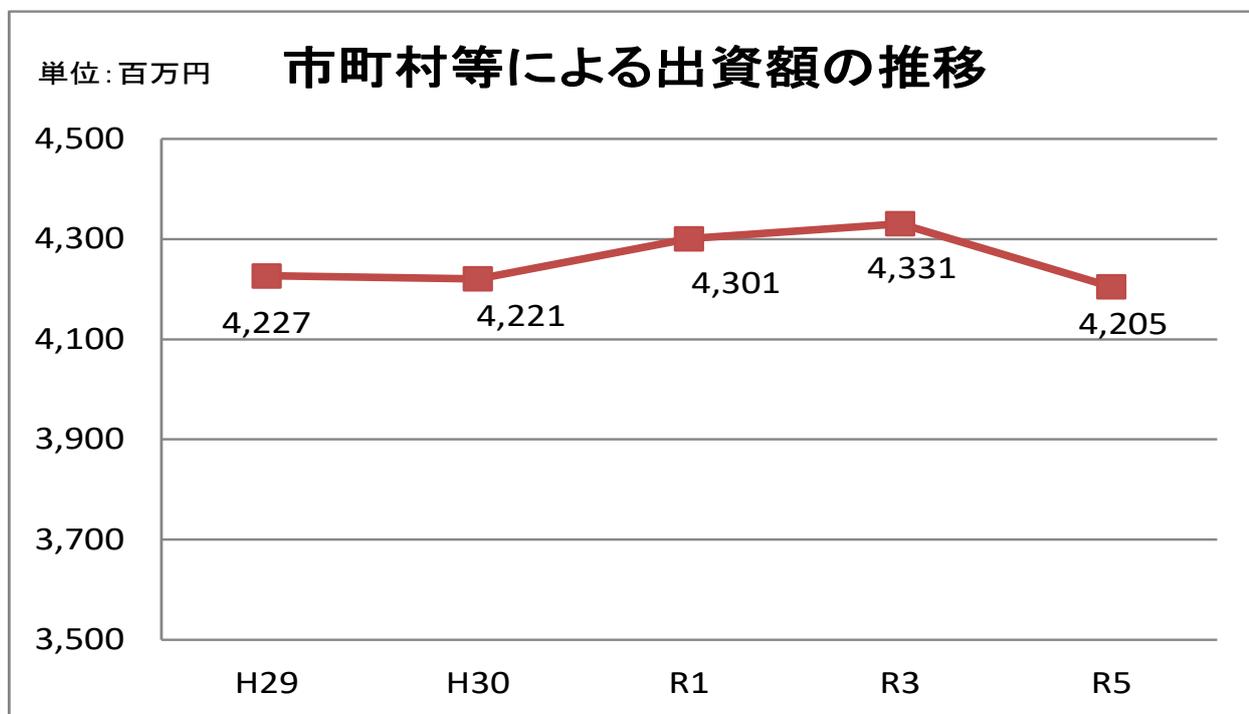
業務分類	社団法人・財団法人				会社法法人	合計(A)	構成比	令和3年度調査合計(B)	差引(A)-(B)
	特例民法法人	一般・公益社団法人	一般・公益財団法人						
観光・レジャー関係	2	0	0	2	22	24	30.8%	25	▲ 1
農林水産関係	2	0	2	0	10	12	15.4%	12	0
地域・都市開発関係	0	0	0	0	10	10	12.8%	10	0
商工関係	1	0	0	1	9	10	12.8%	10	0
教育・文化関係	7	0	0	7	0	7	9.0%	6	1
運輸・道路関係	1	0	1	0	4	5	6.4%	5	0
社会福祉・保健医療関係	0	0	0	0	1	1	1.3%	1	0
生活衛生関係	1	0	1	0	0	1	1.3%	1	0
情報処理関係	0	0	0	0	1	1	1.3%	1	0
その他	0	0	0	0	7	7	9.0%	7	0
計	14	0	4	10	64	78	100.0%	78	0

(各業務分野の分類)

業務分類	分類
観光・レジャー関係	観光開発公社、観光物産振興公社、観光振興公社、観光バス会社、レジャー施設の管理運営を行う法人、ホテル・旅館業 等
農林水産関係	農地保有合理化法人、農産物安定基金協会、造林公社、畜産公社、漁業公社、家畜畜産物生指導協会、牛乳検査協会、農業後継者育成協会、緑化センター、農業（林業、漁業）、信用基金協会、林業従事者退職金共済基金、水産公害対策基金、第一次産業活用村、ワイン製造会社、農林水産関係の特産品製造・販売・宣伝等を行う法人、農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等
地域・都市開発関係	土地開発公社と類似の業務を行う開発公社、開発財団、住宅団地、工業団地造成事業等を行う法人、土地区画整理協会、公園協会、ステーションビル、土木工事の設計監理業務を行う法人、都市計画の調査を行う法人 賃貸ビル管理 等
商工関係	中小企業振興公社、地場産業振興センター、高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、工業技術振興協会、中小企業情報センター、コンベンションビューロー、中小企業会館、産業展示館、工業材料分析センター、産業振興基金、国際貿易センター、特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く） 等
運輸・道路関係	フェリーふ頭公社、高速道路協会、空港ターミナルビル、鉄道、モノレール、流通ターミナル、駐車場公社 等
教育・文化関係	大学、埋蔵文化財センター、私学振興協会、育英奨学会、体育協会、生涯学習協会、交響楽団、市民会館等の管理等を行う法人 等
社会福祉・保健医療関係	病院、国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、環境衛生指導センター、長寿社会振興財団、高齢者問題研究協会、高齢者問題研究所、アイバンク、腎バンク、社会福祉基金、交通事故被災者援護協会、検診センター、救急医療情報センター、医学総合研究所、民間社会福祉施設職員共済財団、シルバー人材センター、労働者福祉協会 等
生活衛生関係	水道サービス協会、下水道公社、一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
情報処理関係	電子計算機センター、流通業務サービス協会、ソフトウェア開発 等
その他	庁舎、職員会館の管理を行う法人、行政情報センター、消防協会、暴力団追放県民センター、テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものは当該業務に分類すること） 風力発電、太陽光発電、小水力発電事業 等

### 3 第三セクターに対する出資について

第三セクターに対する出資総額は83億91百万円であり、前回調査と比べると92百万円の減額となっています。このうち市町村等が出資している額は42億5百万円(50.3%)となっています。



(単位: 百万円)

区分	出資総額		市町村等出資割合
	うち市町村	うち民間等	
社団法人・財団法人	878	188	78.6%
一般公益社団法人	167	110	34.1%
一般公益財団法人	710	77	89.1%
会社法法人	7,483	3,969	47.0%
合計	<b>8,361</b>	<b>4,156</b>	<b>50.3%</b>
令和3年度調査合計	8,484	4,152	51.1%

## Ⅱ 第三セクターの経営状況

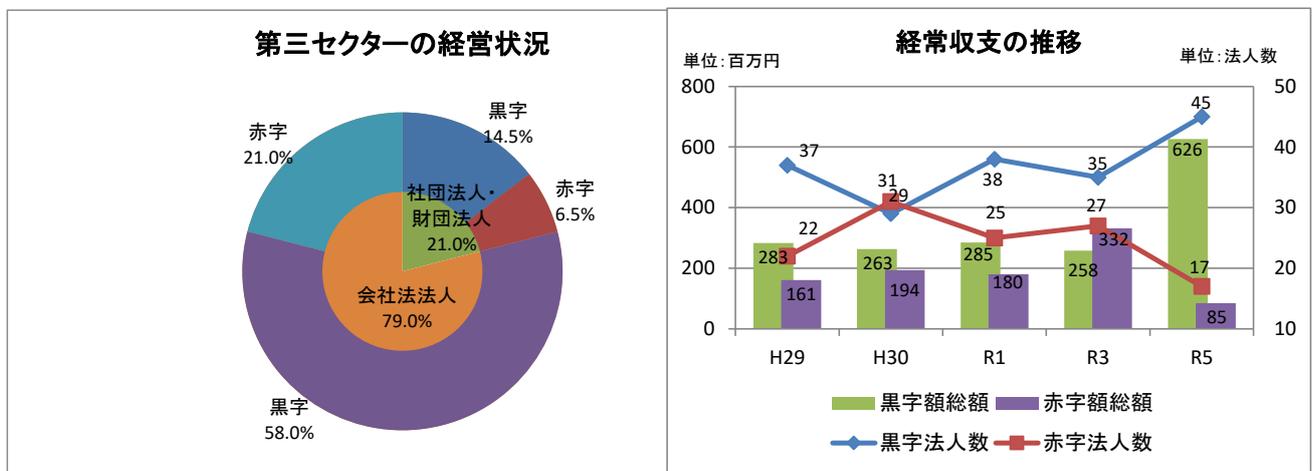
※第三セクターのうち、①市町村等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法人②出資割合が25%未満であっても、市町村等から財政的支援を受けている社団法人・財団法人及び会社法人の62法人を調査対象としています。

### 1 経常収支の状況

調査対象法人のうち、45法人(72.6%)が黒字(※1)、17法人(27.4%)が赤字(※2)となっています。

黒字額の総額は6億26百万円(前回調査と比べると3億68百万円の増)、赤字額の総額は85百万円(前回調査と比べると2億47百万円の減)となっており、差引総額5億41百万円の黒字(前回調査と比べると6億15百万円の増)となっています。

※1 黒字とは、経常収益から経常費用を差し引いた額が0以上の場合  
 ※2 赤字とは、経常収益から経常費用を差し引いた額が0未満の場合



(単位:百万円)

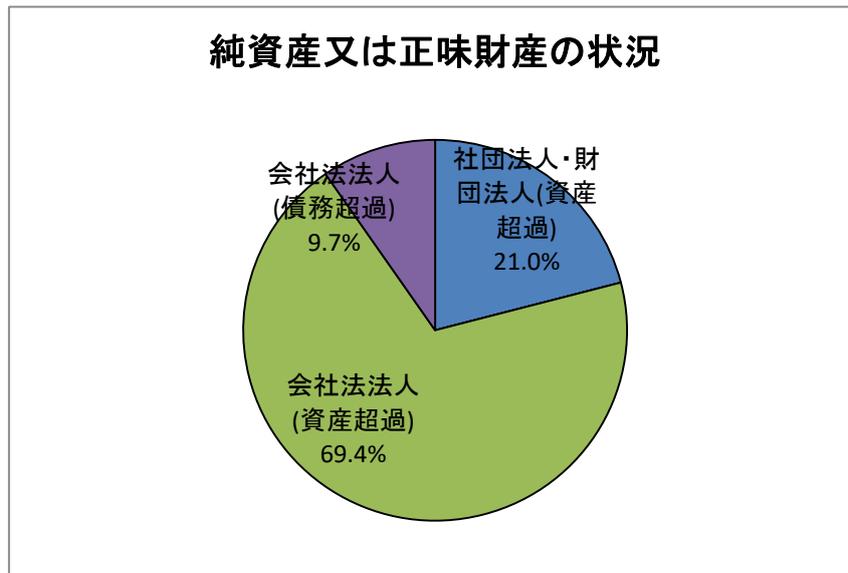
区分	赤字・黒字	令和5年度調査			令和3年度調査			
		法人数	法人割合	金額	法人数	法人割合	金額	
社団法人・財団法人	黒字	9	14.5%	30	7	11.3%	35	
	赤字	4	6.5%	▲ 7	6	9.7%	▲ 38	
	特例民法法人	黒字	0	—	0	0	—	0
		赤字	0	—	0	0	—	0
	一般公益社団法人	黒字	3	4.8%	7	3	4.8%	5
		赤字	0	—	0	0	—	0
一般公益財団法人	黒字	6	9.7%	23	4	6.5%	30	
	赤字	4	6.5%	▲ 7	6	9.7%	▲ 38	
会社法人	黒字	36	58.0%	596	28	45.2%	223	
	赤字	13	21.0%	▲ 78	21	33.9%	▲ 294	
合計	黒字	45	72.6%	626	35	56.5%	258	
	赤字	17	27.4%	▲ 85	27	43.5%	▲ 332	
	計	62	100.0%	541	62	100.0%	▲ 74	

## 2 純資産又は正味財産の状況

調査対象法人のうち、負債が資産を上回っている法人は6法人(9.7%)であり、純資産又は正味財産の合計は2億62百万円の赤字となっています。

※右図のように資産＝純資産(正味財産)＋負債となりますが、資産を上回った場合は、債務超過の状態になります。

資産	負債
	純資産 (正味財産)



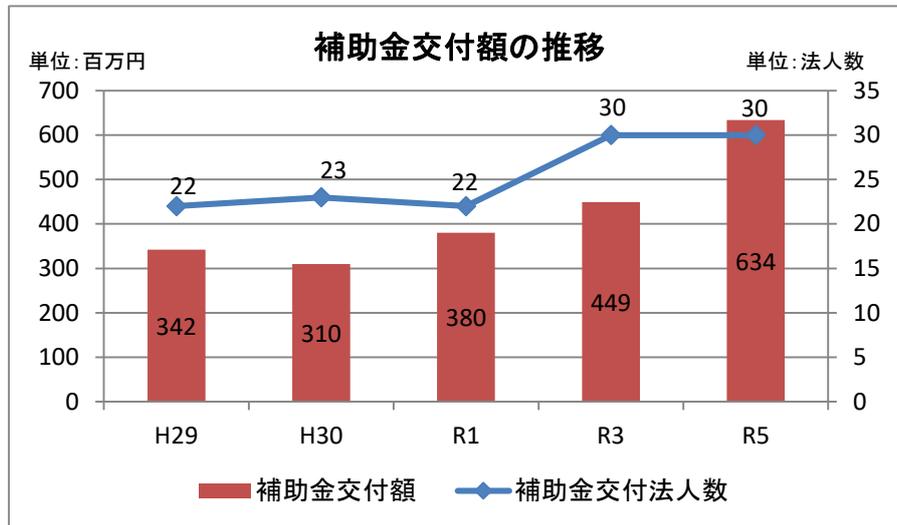
(単位:百万円)

区分	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人		
	法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
社団法人・財団法人	13	21.0%	1,540	0	—	0
一般公益社団法人	3	4.8%	81	0	—	0
一般公益財団法人	10	16.1%	1,458	0	—	0
会社法法人	43	69.4%	7,026	6	9.7%	▲ 262
合計	56	90.3%	8,566	6	9.7%	▲ 262
令和3年度調査合計	55	88.7%	6,336	7	11.3%	▲ 272

### 3 財政的支援の状況

#### (1) 補助金交付額の状況

調査対象法人のうち、補助金が交付されている法人は30法人(48.4%)であり、交付総額は6億34百万円となっています。

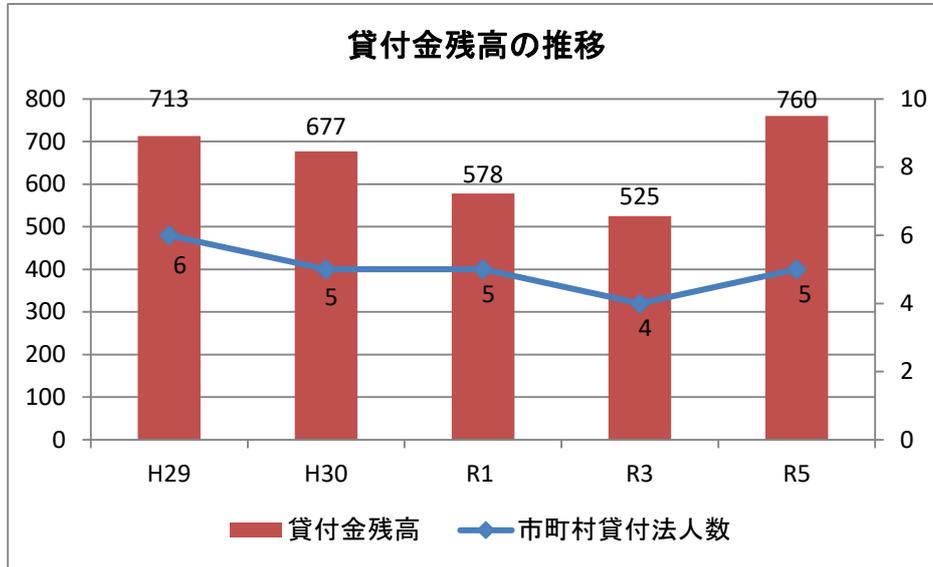


(単位: 百万円)

区分	令和5年度調査				令和3年度調査			
	全体法人数	補助金交付該当法人数	割合	金額	全体法人数	補助金交付該当法人数	割合	金額
社団法人・財団法人	13	7	53.8%	125	13	6	46.2%	218
特例民法法人	0	0	—	0	0	0	—	0
一般公益社団法人	3	1	33.3%	10	3	1	33.3%	2
一般公益財団法人	10	6	60.0%	114	10	5	50.0%	216
会社法人	49	23	46.9%	510	49	24	49.0%	231
合計	62	30	48.4%	634	62	30	48.4%	449

(2) 貸付金残高の状況

調査対象法人のうち、市町村等から貸付を受けている法人は5法人(8.1%)であり、その残高は7億60百万円となっています。



(単位:百万円)

区分	令和5年度調査				令和3年度調査			
	全体法人数	借入法人数	割合	金額	全体法人数	借入法人数	割合	金額
社団法人・財団法人	13	0	—	0	13	0	—	0
特例民法法人	0	0	—	0	0	0	—	0
一般公益社団法人	3	0	—	0	3	0	—	0
一般公益財団法人	10	0	—	0	10	0	—	0
会社法人	49	5	10.2%	760	49	4	8.2%	525
合計	62	5	8.1%	760	62	4	6.5%	525

(3) 損失補償契約に係る債務残高の状況

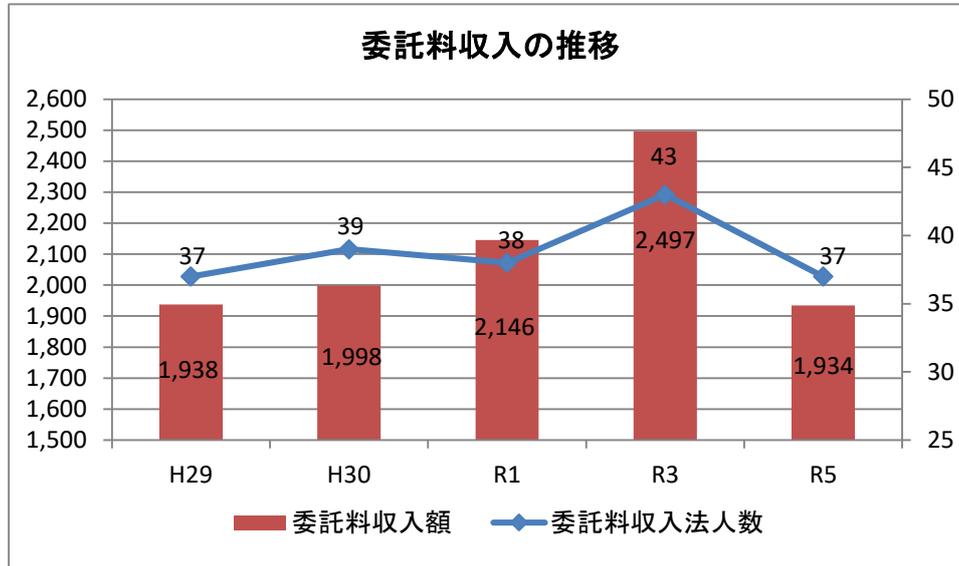
調査対象法人のうち、金融機関等からの借入に関して、出資している市町村等が金融機関等と損失補償契約を締結している第三セクターはありません。

(単位:百万円)

	令和5年度調査			令和3年度調査		
	法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
損失補償契約に係る債務残高	0	—	0	0	—	0

#### 4 委託料収入の状況

調査対象法人のうち、市町村等からの委託料収入のある法人は37法人(59.7%)であり、その総額は19億34百万円となっています。



(単位:百万円)

区分	令和5年度調査				令和3年度調査			
	全体法人数	委託料収入のある法人数	割合	金額	全体法人数	委託料収入のある法人数	割合	金額
社団法人・財団法人	13	10	76.9%	950	13	10	76.9%	1,072
特例民法法人	0	0	—	0	0	0	—	0
一般公益社団法人	3	2	66.7%	126	3	2	66.7%	119
一般公益財団法人	10	8	80.0%	823	10	8	80.0%	953
会社法法人	49	27	55.1%	985	49	33	67.3%	1,425
合計	62	37	59.7%	1,934	62	43	69.4%	2,497

### Ⅲ 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況

#### 1 調査概要

調査対象法人は9法人であり、そのうち地方公共団体が損失補償等（損失補償・債務保証、貸付（長期・短期））を行っている法人は5法人（7.8%）となっています。

なお、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が実質赤字の早期健全化基準に達している法人はなく、債務超過法人は6法人（9.4%）、経常赤字法人は6法人

（9.4%）、損失補償等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の土地開発公社はありません。

区分	全体法人数	債務保証等法人		債務超過法人	経常赤字法人	損失補償等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の土地開発公社
		法人数（割合）	当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合（※1）が実質赤字の早期健全化基準（※2）に達している法人			
社団法人・財団法人	14	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
一般公益社団法人	4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
一般公益財団法人	10	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
会社法人	64	5 (7.8%)	0 (0.0%)	6 (9.4%)	6 (9.4%)	—
土地開発公社	2	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
<b>合計</b>	<b>80</b>	<b>5 (6.3%)</b>	<b>0 (0.0%)</b>	<b>6 (7.5%)</b>	<b>6 (7.5%)</b>	<b>0 (0.0%)</b>

（※1）（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）／標準財政規模

（※2）実質赤字の早期健全化基準・・・市町村11.25～15.00%

#### 2 損失補償等の状況

調査対象法人のうち、地方公共団体が損失補償を行っている法人はなく、地方公共団体が債務保証を行っている法人はなく、地方公共団体が貸付を行っている法人は5法人（うち短期1法人、長期4法人）となっています。

区分	損失補償		債務保証		短期借入金			長期借入金	
	法人数	令和4年度末残高	法人数	令和4年度末残高	法人数	令和4年度借入額	令和4年度末残高	法人数	令和4年度末残高
社団法人・財団法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般公益社団法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般公益財団法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会社法人	0	0	0	0	1	48	48	4	456
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>48</b>	<b>48</b>	<b>4</b>	<b>456</b>

（単位：百万円）